



平成 21 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェーシー・コムサ  
代 表 者 代表取締役社長 和田 隆 介  
(JASDAQ・コード2876)  
問 合 せ 先 責任者役職名 専務取締役  
氏 名 野 田 忠 克  
電 話 03-5722-7261(代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 29 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第6条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

##### 2. 定款変更の内容

別紙に記載のとおりです。

##### 3. 日程

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 定時株主総会開催予定日 | 平成 21 年 6 月 25 日 (木) |
| 定款変更の効力発生日  | 平成 21 年 6 月 25 日 (木) |

以上

(別紙)

(下線は変更箇所を示します)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p><u>(株券の発行)</u><br/>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。<br/>② 前項の規定にかかわらず、当社は<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u><br/>第7～第8条 (条文省略)<br/>(単元未満株主の売渡請求)<br/>第9条 単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。<br/>第10条 (条文省略)<br/>(株主名簿管理人)<br/>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。<br/>③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条 (条文省略)<br/>(株式取扱規程)<br/>第13条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。<br/>第14条～第51条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規程は平成19年6月28日から実施する。</u></p> | <p>(削 除)</p> <p>第6～第7条 (現行どおり)<br/>(単元未満株主の売渡請求)<br/>第8条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。<br/>第9条 (現行どおり)<br/>(株主名簿管理人)<br/>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。<br/>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・売渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条 (現行どおり)<br/>(株式取扱規程)<br/>第12条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。<br/>第13条～第50条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日までこれを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p> |

以上